

## 国家外貨管理局

### ファイナンスリース業務の外貨管理に関連する問題についての通知

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2017年10月12日、国家外貨管理局は「ファイナンスリース業務の外貨管理に関連する問題についての通知」(匯發[2017]21号、以下「本通知」)を公布しました。本通知において、ファイナンスリース会社がファイナンスリース業務を行う際、外貨でリース料を受け取ることが可能である旨を明確化しました。本通知の内容は自由貿易区における試行政策を全国に展開するもので、公布日より施行されています。

#### 1. 政策の背景

2014年、上海外貨管理局は「中国(上海)自由貿易試験区による外貨管理確立を支援する実施細則」(上海匯發[2014]26号)を公布し、上海自由貿易試験区のファイナンスリース会社が、リース手数料を外貨で受け取ることが可能である旨を定めました。その後、2015年12月には、「中国(上海)自由貿易試験区外貨管理試行をさらに推進する実施細則を公布することについての通知」(上海匯發[2015]145号、以下145号通知)を公布し、当該業務の詳細を規定しました。

#### 【図表1】145号通知の概要

- 自由貿易試験区内の金融ファイナンスリース会社、外商投資ファイナンスリース会社、中資ファイナンスリース会社がファイナンスリース業務を行う際、リース物件を購入する資金の50%以上が国内外貨ローンあるいは外貨外債であること
- 借入人が貸出人より作成された外貨リース料の支払通知書・その他エビデンスを提示し、銀行においてリース料外貨転の支払手続を行うこと
- 自由貿易試験区内のファイナンスリース類企業が受け取った外貨リース料は、規制に基づいて自ら開設した外貨口座に入金すること、外貨建て債務を超える部分については銀行において人民元転が可能
- リースバックを行う際、貸出人が借入人に対して外貨・人民元でリース料の支払が可能。借入人が外貨でリース料を回収した場合、人民元転は不可

2017年7月には各関連部門が連名で「商務部、交通運輸部、工商総局、質検総局、外貨管理局 自由貿易試験区第三の改革試行経験の複製拡大業務を適切に行うことについての書簡」(商資函[2017]515号)を公布し、外貨でのリース料回収についての試行を全国に拡大することに同意しました。本通知は、政策の全国展開を実現し、ファイナンスリース業務における外貨リース料回収にかかわる外貨管理について再度明確化を図るものです。

## 2. 政策の内容

本通知により、域内において外貨リース料を回収できるファイナンスリース類の企業が明確化されました。銀行業監督管理部門の批准を受けて設立された金融ファイナンスリース会社、商務主管部門より批准を受けて設立された外商投資ファイナンスリース会社、商務部と国家税務総局が連合で批准する中資ファイナンスリース会社の3種類の主体は外貨リース料の回収が可能となります。

外貨でリース料を回収する条件は、リース物件を購入する資金の50%以上を国内外貨借入、あるいは外貨外債で調達することです。また、借入人・貸出人に関連する銀行業務手続を行う際の外貨管理も明確化されています（以下図表2ご参照）

【図表2】外貨リース料にかかる借入人／貸出人の銀行業務手続

支払側（借入人側）	回収側（貸出人側）
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 貸出人が作成する外貨リース料の支払通知書</li> <li>➤ 「リース物件を購入する資金の50%以上が国内外貨借入あるいは外貨外債」であることを証明できる文書</li> <li>➤ 銀行が要求するその他真実性を証明する資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 入金する外貨口座は、規制に基づいて開設する自己名義の外貨口座</li> <li>➤ 外貨借入の返済分を超過する外貨リース料収入については、銀行において人民元転することができる</li> </ul>

## 3. 企業への影響

上海自由貿易試験区の145号通知と比較し、本通知はリースバック業務で借入人がリース料の通貨を自由に選択できるという項目を削除した（本項目は、上海・天津自由貿易試験区では有効）以外、概ね同様の内容が記載されています。

本通知が規定する条件に合致し、貸出人と借入人が外貨リース料を受払いする際、本通知に規定された書類の準備、手続の実施をする以外に、各銀行が定める事務プロセスにも従う必要がある点に留意が必要です。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>国家外汇管理局 关于融资租赁业务外汇管理有关问题的通知 (汇发[2017]21号)</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、 外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁 波市分局，各中资银行：</p> <p>为进一步推进自由贸易试验区改革试点 经验的复制推广，切实服务实体经济发展， 根据《中华人民共和国外汇管理条例》(国务 院令 2008 年第 532 号)、《商务部交通部 工商总局质检总局外汇局关于做好自由贸 易试验区第三批改革试点经验复制推广工作 的函》(商资函〔2017〕515号)及其他有关法 规，现就融资租赁业务外汇管理有关问题 通知如下：</p> <p>一、本通知所称融资租赁类公司包括银 行业监督管理部门批准设立的金融租赁公 司、商务主管部门审批设立的外商投资融 资租赁公司，以及商务部和国家税务总局联 合确认的中资融资租赁公司等三类主体。</p> <p>二、融资租赁类公司办理融资租赁业务 时，如果用以购买租赁物的资金 50%以上 来源于自身国内外汇贷款或外币外债，可 以在境内以外币形式收取租金。</p> <p>三、在满足前述条件的融资租赁业务下， 承租人可自行到银行办理对融资租赁类公 司出租人的租金购付汇手续：</p> <p>(一) 出租人出具的支付外币租金通知 书；</p> <p>(二) 能够证明出租人“用以购买租赁 物的资金 50%以上来源于自身国内外汇 贷款或外币外债”的文件；</p> <p>(三) 银行要求的其他真实性证明材料。</p> <p>四、融资租赁类公司收取的外币租金收 入，可以进入自身按规定在银行开立的外</p>	<p>国家外貨管理局 ファイナンスリース業務の外貨管理に 関連する問題 についての通知(匯発[2017]21号)</p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直轄市分局、外貨 管理部、深セン、大連、青島、アモイ、寧波市分局、 各中資銀行</p> <p>自由貿易試験区の改革試行経験をコピーし展開することを更 に推進し、実体経済の発展に寄与するため、「中華人民共和 国外貨管理条例」(国务院令 2008 年第 532 号)や「商務部、交 通運輸部、工商総局、質検総局、外貨管理局 自由貿易試験 区第三の改革試行経験の複製拡大業務を適切に行うことにつ いての書簡」(商資函〔2017〕515号)及びその他の関連法規 に基づき、ここにファイナンスリース業務の外貨管理にかか わる問題について以下の通り通知する</p> <p>一、本通知でいうところのファイナンスリース類企業には、銀 行業監督管理部門より批准を受けて設立された金融リース 会社、商務主管部門より批准を受けて設立された外商投資 ファイナンスリース会社、及び商務部と国家税務総局が連 合して確認した中資ファイナンスリース会社等、三種類の主 体を含む。</p> <p>二、ファイナンスリース類の会社がファイナンスリース業務を 行う際、リース物件を購入する資金の 50%以上が国内にお ける外貨借入もしくは外貨外債であれば、域内において外 貨リース料を回収できる。</p> <p>三、前述の条件を満たすファイナンスリース業務において、 借入人は銀行においてファイナンスリース類企業である貸 出人へリース料の外貨転支払手続を行うことができる</p> <p>(一) 貸出人が作成した外貨リース料の通知書</p> <p>(二) 「リース物件を購入した資金の 50%以上が国内の外貨 借入、もしくは外貨外債であること」を証明できる文書</p> <p>(三) 銀行が要求するその他真实性を証明する資料</p> <p>四、ファイナンスリース類企業が受け取った外貨リース料収 入は、規定に基づいて自らが銀行において開設した外貨口</p>

<p>账户；超出偿还外币债务所需的部分，可直接在银行办理结汇。</p> <p>本通知自发布之日起实施。以前规定与本通知不符的，以本通知为准。请各分局、外汇管理部尽快将本通知转发至辖内中心支局、支局和辖内银行；各中资银行尽快将本通知转发至分支机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局资本项目管理司反馈。</p> <p>特此通知。</p> <p>国家外汇管理局 2017年10月12日</p>	<p>座に入金することができる。外貨建て債務の返済分を超過する部分については、銀行において人民元転送することができる。</p> <p>本通知は公布日より実施する。以前の規定と本通知に相違がある場合、本通知に基づいて実行する。各分局、外貨管理部は迅速に管轄内のセンター支局や支局及び管轄内の銀行に転送すること。各中資銀行は本通知を分支機構まで迅速に転送すること。執行中に問題が生じれば、遅滞なく国家外貨管理局の資本项目管理司にフィードバックすること。</p> <p>ここに通知する。</p> <p>国家外貨管理局 2017年10月12日</p>
--	---

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考にと過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室